

会計年度任用職員（フルタイム除く）

各種申告書の記入・提出について

1. 記入上の注意

各申告書はすべて赤で記入し、個人番号は記入しないでください。また、添付書類は申告書裏面にチェックしやすいように（年分や支払額等が見えるように）、かつ外れないようにのり付けしてください。

2. 提出方法

3種類の申告書ごとに職員番号順に並べ、チェック表にはさんで提出してください。

3. 提出書類

（1）扶養控除等申告書

添付書類（該当者のみ裏面に貼付）

- ・前職分の源泉徴収票（令和7年分のみ）
- ・扶養親族が国外に居住している方の親族関係書類及び送金関係書類

（2）基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書

（3）保険料控除申告書

- ・個人払いした保険料等の支払い証明書等（該当者のみ裏面に貼付）

（4）住宅借入金等特別控除申告書（住宅ローン控除申告書）（該当者のみ提出）

- ・保険料控除申告書の裏面に貼付して提出

（5）チェック表（各申告書を職員番号順にはさんで提出）

- ・未提出者や未提出書類等がある場合は、その旨わかるように備考欄に記入してください。

4. その他

年末調整は、昨年と同様に12月の給料支給時に行う予定です。

5. 各種申告書の記入方法

(1) 扶養控除等申告書（記入例1参照）

扶養控除、障害者控除等を受けるための申告書です。既に届け出た内容が記載されていますので、内容を確認し、必要に応じて記入や修正を行ってください。

●年間所得の見積金額について

被扶養者の年間所得の見積金額を記入してください。所得の見積金額は収入見積金額から次の控除額を差し引いた金額です。**所得の見積金額と収入の見積金額は異なります**ので、注意してください。

収入の種類	控除額
給与収入（パート・アルバイト含む）	65万円 ※収入額が1,900,000円未満の場合。 1,900,000円以上の場合は「年末調整のしかた」47ページ～を参照
公的年金収入 （遺族・障害年金は非課税）	65歳未満は60万円 ※収入額が130万円未満の場合 65歳以上は110万円 ※収入額が330万円未満の場合 詳細は国税庁HP（★）をご確認ください
事業所得・退職所得・雑所得等	税法上認められる必要経費

★：国税庁HP「合計所得金額の計算について」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/205.pdf>

（例）給与収入の見積金額が100万円の場合

給与収入見積金額	－	給与所得控除額	=	給与所得の見積金額
100万円	－	65万円	=	35万円



・A源泉控除対象配偶者に配偶者の記載がある場合は、必ず配偶者控除等申告書を記入してください（詳細は4ページ）。ただし、**本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることはできません**。配布した配偶者控除等申告書に該当配偶者が記載されている場合は二重線で削除してください。

・B控除対象扶養親族（16歳以上）については、**年間所得見積金額が58万円を超えると控除対象とすることができません**。給与明細等を確認し、年間所得見積金額が58万円を超えていないことがないよう、注意してください。万一超えていると、後日税務署へ所得税を追加納付していただく必要があります。

●控除対象者の追加、削除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除について

- ・ 年の途中で結婚、就職・所得超過等により控除対象でなくなった場合
対象者を二重線で消し、「異動月日及び事由（例：４月１日就職のため）」を記入してください。なお、本年中死亡の場合はそのまま控除対象とすることができますので、死亡日を記入してください。
- ・ 年の途中で退職等により控除対象者が増えた場合
該当者の氏名等と、「異動月日及び事由（例：２月１日退職のため）」を記入してください。１６歳未満の子は最下段「１６歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

※新しく追加する控除対象者の個人番号を報告していない場合、個人番号報告書を提出してください。

・ 障害者控除を受ける場合

該当する項目及び欄にチェックを付け、「障害者又は勤労学生の内容」欄に障がい者手帳等の種類と交付年月日、障がいの程度（級）、また、被扶養者が障がい者の場合はその方の氏名、特別障がい者に該当の場合は、同居別居の別を記入してください。

・ 寡婦控除、ひとり親控除を受ける場合

該当する項目にチェックを付けてください。

<寡婦控除>

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人
イ 扶養親族を有すること。
ロ 合計所得金額が５００万円以下であること。
ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人
イ 合計所得金額が５００万円以下であること。
ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

<ひとり親控除>

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

- (1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が４８万円以下の子に限ります。）を有すること。

- (2) 合計所得金額が500万円以下であること。
- (3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

●令和7年1月1日以降採用された方で前職のある方について

前職場が交付した源泉徴収票（令和7年分）を扶養控除等申告書裏面にのり付けしてください。申告書提出時に添付できない場合は、チェック表の備考欄に「前職あり」と記入し、源泉徴収票は11月14日（金）までに（余白部分に職員番号・氏名を記載したうえで）提出してください。

※藤沢市で会計年度任用職員⇄正規職員間の動きがある方は病院総務課職員担当にて、合算した金額で年末調整を行うため、添付の必要はありません。

●国外に居住する親族に係る扶養控除等について

非居住者である親族に係る扶養控除等を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」（必要に応じて「留学ビザ等書類」）を扶養控除申告書の裏面に添付して提出してください。書類が外国語で作成されている場合は翻訳文もつけてください。

（2）基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書（記入例2参照）

① 基礎控除申告書

※こちらの記載漏れが大変多いです。必ず確認してください。

本年中の合計所得見積金額が2,500万円以下である場合に記入してください。見積金額は、給与収入のみの方の場合、給与明細（月例・期末勤勉手当）の支給額合計から通勤手当（非課税分）をひいた金額が収入金額となります。11月・12月分給与、12月の期末勤勉手当については見込みで計算してください。

記入例2の計算欄を参照の上、所得金額を算出し、「区分Ⅰ」と「基礎控除の額」をご記入ください。

② 配偶者控除等申告書

配偶者控除・配偶者特別控除を受ける場合、この申告書を記入してください。配偶者の合計所得見積金額が133万円以下であれば、控除を受けることができます。計算表に沿って配偶者の所得金額の見積金額等を記入し、判定項目にチェックを入れて「区分Ⅱ」をご記入ください。

※（1）扶養控除等申告書の源泉控除対象配偶者欄に記入があっても、この配偶者控除等申告書の記入がなければ控除を受けることはできません

ん。また、本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることはできません。配布された扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書に該当配偶者がいる場合は削除をしてください。

③ 特定親族特別控除申告書（令和7年度新設）

所得者が特定親族（※）を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されます。

（詳細は「令和7年分 年末調整のしかた」3～4ページを参照）

※所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の者

⇒合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。

④ 所得金額調整控除申告書

その年の**給与の収入金額が850万円を超える(可能性がある)**所得者で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合、一つだけチェックしてください。（申告漏れが多い箇所です。収入金額850万円を超える可能性が少しでもある方は、超えるものとして申請してください。）

イ 所得者本人が特別障害者

ロ 同一生計配偶者が特別障害者

ハ 扶養親族※が特別障害者

ニ 扶養親族※が年齢23歳未満（平成15年1月2日以後生）

※扶養親族とは、生計を一つにする親族で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。扶養控除と異なり、共働き世帯の場合は夫婦双方で所得金額調整控除の適用を受けることが可能です。**対象の扶養親族が複数いる場合は、どなたか一名申告してください。**

上記ロ・ハ・ニいずれかに該当し、今回新たに申告する場合は対象者の個人番号報告書を提出してください。（既に提出済みの場合は不要）

（3）保険料控除申告書（記入例3参照）

各種保険料等の控除を受けるための申告書です（控除を受けない場合も提出してください。）。給与天引き分は予め記載されていますが、個人で払い込んでいるものについては保険会社等から届く証明書を参考に正しく記入してください。

●生命保険料控除（一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料）
＜団体扱い（給与天引き）の場合＞

各保険会社からのデータをもとにあらかじめ申告書に記載されていますので、内容を確認し、契約者氏名、受取人氏名及び続柄等を記入してください。（一部の団体扱い保険については、所属を通じて控除証明書を配布しておりますが、添付は不要です。）

全国市長会個人年金の一般共済コースは、一般の生命保険料控除の扱いになります。

＜本人扱い（個人払い）の場合＞

【2011年12月31日以前契約分】

生命保険・個人年金それぞれあらかじめ記載されている保険料の合計額が10万円を超えている場合は、超えた分の保険契約をご記入いただいても控除額は変わりませんので、記入しないでください。

【2012年1月1日以降契約分】

生命保険・介護医療保険・個人年金それぞれあらかじめ記載されている保険料の合計額が8万円を超えている場合は、超えた分の保険契約をご記入いただいても控除額は変わりませんので、記入しないでください。

以上の上限を超えていない方は必要事項を記入し、証明書類を申告書の裏面にのり付け**（年分や支払額等が見えるように添付）**してください。

※生命保険・個人年金・介護医療保険料の**控除合計額が12万円を超えている場合は**、本人扱い分をご記入いただいても、控除額は変わりませんので、**記入しないでください。**

※保険料等が書ききれない場合は、白紙の申告書に記入の上、ホチキス止めして提出してください。各職場に予備の用紙を配布しています。

※**一般の生命保険・介護医療・個人年金の申告区分、一般の生命保険・個人年金の新旧区分の間違いがとて多いので、証明書類の内容のとおり申告してください。**

●地震保険料控除

個人で保険料を支払っている方は本人払欄に必要事項を記入し、証明書類を申告書の裏面にのり付け**(年分や支払額等が見えるように添付)**してください。

保険料等の区分	払った保険料の金額		地震保険料の控除額
①地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の合計の金額 (最高5万円)
②地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除く)	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
		10,000円超 20,000円以下	(支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 2 +5,000円
		20,000円超	15,000円
③ ①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
		50,000円超	5万円

- ・地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料です。
- ・一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等いずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。
- ・算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

●社会保険料控除

本人又は本人と生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料等で、本人が本年中に支払ったものが控除対象になります。社会保険料控除の欄に記入してください。

①国民健康保険料

②健康保険・厚生年金保険・船員保険の保険料

③国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金

※③は証明書類の添付が必要です(領収書コピー可)。

※各証明書類については、控除証明書または申告に使用することができる旨が明記されている書類を添付してください。また、交付が遅れ提出期限までに間に合わない場合は、申告書の右肩に提出予定日を記入した付せんを付けて申告書を先に提出し、証明書は後日提出してください。

●小規模企業共済等掛金控除

本人が支払ったもののみが控除対象です。扶養親族が支払ったものは控除対象になりませんのでご注意ください。iDeCo（個人型確定拠出年金）は支払った掛金の全額が控除対象となります。「小規模企業共済等掛金払込証明書」の原本を申告書の裏面にのり付けしてください。

【iDeCo（個人型確定拠出年金）給与天引きの場合】

社会保険料と併せて控除されるため、記入不要です。（天引き分の証明書は発行されません）源泉徴収票の「社会保険料等」に自動的に含まれます。

（４）住宅借入金等特別控除申告書（住宅ローン控除申告書）（記入例４参照）

年末調整で住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける場合は、税務署の発行する「住宅借入金等特別控除申告書(※１)」を、**控除額まで計算して記入**し、金融機関が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(※２)」とあわせて、保険料控除申告書の裏面にのり付けして提出してください。

- ・住宅借入金等特別控除申告書に個人番号を記載する欄がある方は**個人番号の記入はしないでください**。
- ・神奈川県市町村職員共済組合の住宅貸付を受けている方は、別途送付される残高証明書を確認の上貼付して下さい。
- ・令和 7 年 1 月 1 日以降居住の用に供した住宅について、令和 7 年分は確定申告で控除を受けることになります。

【※１】・住宅借入金等特別控除申告書の電子交付を受けた方は、e-Tax の QR コード付証明書等作成システムを利用して書面で出力して提出して下さい。

注）電子交付を受けた方は、QRコード付でないものは使用できません。例年提出誤りが多いため注意してください。

（詳細については国税庁HP（e-Tax）を参照）

- ・控除額の計算方法は記入例４及び国税庁のホームページ等で確認し、必ず各自で計算を行ってください。
- ・住宅借入金等の借換えをした場合は計算式に注意してください。借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限り）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

本年の住宅借入金等の年末残高×借換え直前の当初住宅借入金等残高
借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

- ・連帯債務者がいる方は、控除申告書の備考欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇円のうち〇〇円を負担することとしています」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

また、居住日の属する年分が平成31年分以後である個人に対し、令和2年10月1日以後に税務署から送付する控除証明書には、控除を受けるべき人が負担すべき割合が記載されています（この負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要です。）。

- 【※2】**調書方式（金融機関等が税務署に提供した情報に基づき、国税当局から所得者本人に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式）で控除を受ける場合は、e-TaxのQRコード付証明書等作成システムを利用して書面で出力して提出して下さい。

6. 最終確認

！提出前に再度確認をお願いします！

○11月5日（水）までに病院総務課 職員担当へ提出をお願いします。

○申告書の書き方で不明な点がある場合は、病院総務課 職員担当へ問い合わせる前に、記載例やよくある質問、国税庁のHPタックスアンサー等をご確認いただくようご協力をお願いします。

○病院総務課 職員担当から送付した申告書の加筆・訂正は**赤**でお願いします。添付書類は、指定の申告書裏面に**チェックしやすいように（年分や支払額等が見えるように）**、かつ**外れないようのり付けしてください**。クリップやホチキス止めは外れる可能性があるため厳禁です。

○扶養控除等申告書の年間所得の見積金額は、収入額ではなく**所得額を記入**してください。（所得額に誤りがあった場合、翌年税務署に確定申告及び追加納税・延滞税の支払が必要になります。）

例）給与所得額＝給与収入額－給与所得控除額（2ページ参照）

○扶養控除等申告書の「障害者等の欄」に記入される方は、必ず必要事項を記入してください。

○住宅借入金等特別控除申告書は、必ず控除金額まで記入してください。

【よくある誤申告】

○収入と所得の違い

○保険料の申告区分誤り

一般の生命保険・介護医療・個人年金の区分誤り

一般の生命保険・個人年金の新旧区分誤り

○iDeCoの記入箇所間違い（小規模企業共済掛金控除）

○前職分の源泉徴収票（乙欄や前年）添付誤り

- ・乙欄は年末調整できないため確定申告してください。
- ・令和6年分以前は年末調整できません。

以上

（事務担当／病院総務課 職員担当 内線8429）